

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	総務部 財政課
委 託 業 務 番 号	令和5年度 長財第53号
委 託 業 務 名 称	財務会計システムFASTに係るインボイス制度対応改修業務委託
委 託 業 務 場 所	長浜市八幡東町632番地 長浜市役所
業 務 の 概 要	令和5年10月1日からの消費税の適格請求書等保全方式(インボイス制度)の導入に向けて財務会計システムFASTにおける予算執行関連調書(納入通知書や口座振替通知書等)に登録番号や適用税率、消費税額等の記載事項を追加するために必要となるシステムの改修を行う。
履 行 期 間	令和5年7月11日 から 令和5年9月29日まで
契 約 年 月 日	令和5年7月10日
契 約 額 (税 込)	2, 046, 000円
契 約 の 相 手 方	[所在地又は住所] 名古屋市中区錦3丁目1番1号 [商号又は名称] 日本電子計算株式会社名古屋支店
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	本財務会計システムの開発業者以外に当該システムの改修が可能な業者がないため、令和3年度長財第109号にて契約を行っている日本電子計算株式会社を随意契約の相手方として選定した。
根 拠 規 定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>